



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



連日猛暑が続きます。皆さまいかがお過ごしでしょうか。夏休みを取られた方も多いかと思います。

私もこの休みに、●十年振りにダイビングをしました。もともとは、日本海（竹野）でクルージングの予定だったのですが、波が高いとのことで舟が出せず、急遽体験ダイビングに変更となり、海岸そばを潜ることになりました。本当に久々で少々緊張しましたが、潜ってみると魚もたくさん見ることができて、約20分のダイビングもあっという間に終わり、大満足でした！



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
薬剤師	2,049	1,800	大阪市内
//	1,900	1,900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面（各月2週分）
データ数：932,177件

★8月のお仕事カレンダー★



8/13 ● 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/2

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 個人事業税の納付
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告

★トピックス★



～働き続ける高齢者が増加 「高齢社会白書」～

政府は6月18日、2019年版「高齢社会白書」を公表しました。2018年の労働力人口は6,830万人。そのうち65～69歳は450万人、70歳以上は425万人で、労働力人口の12.8%が65歳以上となっています。10年前は8.5%でしたので、実に1.5倍に増加しているということです。

就職率も60歳から74歳の各年齢階層で10年前と比べて10ポイント前後伸びています。70歳以上の高齢者が何人も働いている職場というのも最近では珍しくなくなりました。65歳以上で起業する人の割合も増えているといいます。

人手不足の影響や、政府が高齢者の雇用促進を進めてきた結果もあるのでしょうか、特に感じるのは、最近の高齢者は元気な方が多いということです。まだまだ働ける高齢者が多い中で、政府は70歳まで継続雇用を求める方針などを打ち出していますが、企業も高齢者をどのように戦力として活用していくか、他社の好事例などを参考にして模索していく必要があるのではないのでしょうか。

SNS 利用のルールを作しましょう

相変わらず従業員の不用意な SNS 投稿が炎上し、企業が大きな損害を受けるケースが相次いでいます。損害賠償を請求して仮に認められたとしても、それはわずかな額で、被害額を到底カバーできることはありません。未然に防ぐことが何より大切になります。

未然に防ぐための方策としては、やはりまずは社員教育でしょう。研修や朝礼などで繰り返し注意喚起したり、SNS の利用に関するルールを作って従業員全員に配布したりということが考えられます。ここでは、SNS 利用に関するルールを作るときのポイントをいくつか紹介しましょう。

●誰もが分かりやすい表現で

法律用語や堅苦しい表現では、まず読んでもらえません。さらっと読めて内容をすんに理解してもらえるように簡単な表現を工夫しましょう。

●具体例を挙げる

「業務上知り得た情報を不用意に投稿してはなりません。」「倫理に反する投稿をしてはなりません。」というような言い方では伝わりません。

例えば、「写真に機密情報が写り込むこともあります。職場で撮影した写真を投稿してはなりません。」「NG 投稿の例：さっき来たお客さんキモかった。」などと、具体的にどういった投稿をしてはいけないのか、例を出しながらイメージしやすいように書きましょう。実際に問題となった事例を入れるのも効果的です。

●本人にどんな不利益があるか説明

不用意な投稿をした結果、どうなるのかについても分かりやすく説明する必要があります。このとき、会社に大きな損害が出ると説明しても、従業員にはあまり響きません。また、懲戒の対象になるといっても、アルバイトなどはあまりピンと来ないかもしれません。匿名だと思っけていても、少し調べれば勤務先や氏名、通っている学校などまで特定されてしまうそうです。投稿の内容と本人の情報がインターネット上にさらされ、就職や結婚など人生の大事な場面に悪影響を与えてしまう可能性があることなどを説明すれば、事の重大さを実感してもらえるのではないでしょうか。

●アルバイトや派遣スタッフにも

こうした社員教育をするときに、正社員だけを対象に実施する企業がありますが、それでは意味がありません。むしろ社会経験が浅く、会社への帰属意識が低いアルバイトなどの方が、不用意な投稿で騒ぎを起こし、企業に損害を与える可能性が高いといえます。

正規・非正規に関わらず、すべての従業員にルールを配布し、教育を行うべきでしょう。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

